

「おきなわの名木百選実施要綱」

[趣旨]

亜熱帯域にある沖縄は、その地理的特性上、学術的に価値の高い植物が生育するとともに、沖縄の歴史や風俗に由来する文化的価値の高い樹木が数多く存在する。

これらの樹木は、去る大戦の被害をまぬがれ、天変地異に耐えてきた貴重な存在であり、地域にあっては、信仰の対象として崇められ、また、安らぎを与えてくれるとともに、環境の保全や景観の形成に重要な役割を担っている。

このため、緑の美ら島づくり行動計画（基本理念：「緑の美ら島」の創生をめざして）に対処し、県内各地に生育する巨樹・巨木等を市町村における名木として認定し、保護、保全対策を図るとともに、普及啓発を行い、ふるさとの貴重な樹木への関心と理解を深めさせ、潤いと安らぎのある緑豊かな生活環境の確保や、地域の活性化及び地域産業の振興に寄与するため、「おきなわの名木百選」を実施する。

第1 目的

県内に生育する巨樹・巨木等の名木の保護管理、生育環境の保全及び普及啓発を推進するため、名木の認定要件、認定手続き、保護保全対策及び普及啓発等に関し必要な事項を定める。

第2 認定の要件

次の各号に該当する樹木であって、所有者や地域、市町村等が連携して、保護管理及び保全対策を講じる体制を具備する巨樹・巨木等をおきなわの名木の認定要件とし、具体的認定基準については、別記のとおりとする。

- (1) 地域に親しまれている樹木
- (2) 地域に大切にされている樹木
- (3) 由緒のある樹木
- (4) 貴重又は稀少な樹木
- (5) その他、名木としてふさわしい樹木

第3 認定の申請

おきなわの名木の認定を受けようとする市町村長は、おきなわの名木認定申請書(1号様式)を知事に提出しなければならない。

第4 名木の認定

知事は、おきなわの名木認定申請書が、第2の認定要件に適合していると認めるときは、沖縄県名所・名木選考委員会（以下「委員会」という）の意見を聞き、申請市町村長に対し認定通知を行うものとする。

2 委員会は、緑化、森林、観光、自治活動等に関わる有識者及び行政・教育職員を以て構成し、委員は10名以内とする。

第5 認定樹木の保護管理及び保全対策

県は、おきなわの名木に認定された樹木の保護管理及び保全対策を講じる市町村に対し、技術の指導、各種事業の導入等、積極的な支援を行うものとする。

第6 認定樹木の普及啓発

県は、市町村及び緑化関係団体との連携のもと、おきなわの名木に認定された樹木の普及啓発に努めるものとする。

第7 実績報告

おきなわの名木に認定された樹木の所在市町村長は、おきなわの名木保護管理活動実績報告書(2号様式)様式に基づき、前年度の実績を毎年6月末日までに、知事に報告するものとする。

第8 認定の取り消し

おきなわの名木に認定された樹木が、次の各号に該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 枯死した場合
- (2) 当該樹木の形状が、著しく変じた場合
- (3) 認定の要件を欠いた場合

第9 名木の台帳

知事は、「おきなわの名木」台帳を備え、次の事項を記載するものとする。

- (1) 認定年月日及び認定番号
- (2) 所在地(位置図添付)
- (3) 所有者の氏名及び住所
- (4) 樹種、樹齡、形状(樹高、幹周、その他)
- (5) 文化財の指定等

附 則

この要綱は、平成14年7月31日から施行する。

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

別記

おきなわの名木認定基準

おきなわの名木の認定基準は、次のとおりとし、各号の一つに該当すること。

1. 樹高：地表からの高さが13メートル以上であること。
2. 幹周：地上高1.2メートルにおける幹周が3.0メートル以上であること。
3. 樹齢：推定で、70年以上であること。
4. 樹形：容姿が端麗、または、珍しさにおいて特に優れているものであること。